

第1章 滝川市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

滝川市においても、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、これまでも保育環境の整備などを行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指し、様々な施策を展開してきました。

このような社会的背景のもと、国では平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。

平成27年度から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」において、各自治体では質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

本市では、平成21年4月に「滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例（通称：こども未来づくり条例）」を施行し、滝川市が目指す子育て・子育てに関する基本指針を定めたほか、平成17年に「滝川市次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22年に「滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図ってきました。

しかし、本市においても少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出に伴う保育ニーズ、放課後児童クラブの利用ニーズの拡大など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。子育てに関しては国、道、市それぞれが担うべき役割がありますが、本市としては、国の動向を踏まえ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応しながら、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するため、ここに「滝川市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



第2節 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、これまで取組を進めてきた滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）を継承する計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画と一体のものと位置づけます。

また、市の最上位計画である「滝川市総合計画」の趣旨並びに平成21年4月に施行された「こども未来づくり条例」の3つの基本理念を踏まえながら、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係など子ども・子育て支援に係る施策を網羅した基本的かつ総合的な子育て・子育て支援に関する上位計画として策定するものです。

■こども未来づくり条例の基本理念

第3条 子ども・子育て環境づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 家庭、地域、学校等、企業及び市が、こどもの健やかな成長を保障するため、お互いに連携し、及び協働し、子育て・子育て環境づくりに努めること。
- (2) 未来を担うこどもが健やかに育ち、その心を育む居場所づくりに努めること。
- (3) こどもの視点のまちづくりに努めること。

第3節 計画の期間

滝川市子ども・子育て支援事業計画は、前身となる滝川市こどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）の一部を継承しながら、平成27年度から平成31年度までの5年間として策定することとし、年度毎に進捗状況を確認の上、必要に応じて随時見直すこととします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
滝川市こどもプラン (次世代育成支援後期行動計画)									
					滝川市子ども・子育て支援事業計画 (随時見直し ・ 進捗状況確認)				
		滝川市総合計画 (H24～H33)							

第4節 計画の策定体制

滝川市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、団体関係者、行政機関、公募市民など幅広い意見を反映させるため、「滝川市子ども・子育て会議」を設置、開催しました。

また、本市の子ども・子育て支援に関する様々な基礎的データを収集するために、平成25年12月に「滝川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行い、本計画策定の参考資料としています。